



2020年8月21日

各 位

会 社 名 株式会社アイ・エス・ビー
代表者名 代表取締役社長 若尾 逸雄
(コード番号 9702 東証第一部)
問合せ先 取締役 管理本部 竹田 陽一
(TEL. 03-3490-1761)

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、2020年8月21日開催の取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達目的】

当社は、1970年6月に、汎用系・業務系システム開発及びシステム運用を中心とした情報サービス企業として創立し、移動体通信分野の発展性に早くから着眼、現在のモバイルコンピューティングの発展に貢献してまいりました。現在では、モバイル機器・医療・車載等の組込みソフトウェア開発、クラウドでのインフラ構築・運用設計及び運用保守等のフィールドサービス、業務用プロダクト(パッケージ)の開発・販売等を行う情報サービス事業に加え、出入管理システムや電気錠等の製造・販売等を行うセキュリティシステム事業を展開しており、お客様の真のITニーズに応えることができるITソリューションパートナーとして、さまざまな分野においてサービスの提供に努めております。

ソフトウェア開発の受託業務を主とする当社グループの経営環境は、好業績による企業の高水準なIT関連投資を背景に、従来のシステム開発案件に加えてIoTやAI等に関連する新たなサービスが好調に推移し、かつ当面はその傾向が続くものと見込んでおります。しかしながら、足元では、それら旺盛なIT関連投資需要を支えるIT技術者の不足が深刻な問題となっており、人材の需給関係については、今後も非常に厳しい状況が続くと考えております。当社は、より一層の人材確保を図り、IT関連投資需要を着実に取り込んでいくことが、当社グループが事業規模を拡大させて行く上で重要と考えております。そのための戦略の一つとして、当社グループでは、企業の買収や資本提携を含めたM&A戦略を推進することにより、IT技術者を確保するとともに、顧客分野の拡大及び技術力の向上といった相乗効果を通じ、事業規模の拡大を図ることを企図しております。

前回2015年3月における公募増資および自己株式の処分による資金調達以降も6社を当社グループに迎え入れることで、専門技術力の強化につながったことはもちろんのこと、ニアショア取引拡大による原価低減、営業窓口の増加による受注機会の増加等を通じ、売上高増加や利益率アップというシナジー効果を出してまいりました。その一方で、当社が取り扱う物件規模が大型化したことによる運転資金の増加や、各グループ会社をグループ化することに伴うM&A資金の支出により、有利子負債が多額になった側面もございます。

そのため、今回の公募増資によって調達した資金で短期借入金の返済を実行し、有利子負債を圧縮いたします。財務基盤を強固にすることで、当社グループの信用力を高め、更なる事業拡大に向け資金調達の余地を広げておくことで、機動的な経営戦略の実行の可能性を大きくし、今後も企業価値向上を目指す所存です。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- | | |
|---|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 479,000株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2020年9月1日（火）から2020年9月4日（金）までの間のいずれかの日（以下、「発行価格等決定日」という。）に決定する。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 募集方法 | 一般募集とし、大和証券株式会社（以下、「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。
なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とし、需要状況等を勘案した上で決定する。 |
| (5) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人により当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (6) 申込期間 | 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。 |
| (7) 払込期日 | 2020年9月7日（月）から2020年9月10日（木）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の4営業日後の日とする。 |
| (8) 申込株数単位 | 100株 |
| (9) 払込金額、増加する資本金の額及び資本準備金の額、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。 | |
| (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1.を参照のこと。）

- | | |
|--|--|
| (1) 売 出 株 式 の
種 類 及 び 数 | 当社普通株式 71,000 株
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。最終的な売出株式数は、一般募集における需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。 |
| (2) 売 出 人 | 大和証券株式会社 |
| (3) 売 出 価 格 | 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一の金額とする。） |
| (4) 売 出 方 法 | 大和証券株式会社が、一般募集における需要状況等を勘案した上で、71,000 株を上限として当社株主より借受ける当社普通株式について売出しを行う。 |
| (5) 申 込 期 間 | 一般募集における申込期間と同一の日とする。 |
| (6) 受 渡 期 日 | 一般募集における払込期日の翌営業日とする。 |
| (7) 申 込 株 数 単 位 | 100 株 |
| (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。 | |
| (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

3. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考>1.を参照のこと。）

- | | |
|---|--|
| (1) 募 集 株 式 の
種 類 及 び 数 | 当社普通株式 71,000 株 |
| (2) 払 込 金 額 の
決 定 方 法 | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一の金額とする。 |
| (3) 増加する資本金及び
資 本 準 備 金 の 額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 割 当 先 | 大和証券株式会社 |
| (5) 申 込 期 日 | 2020 年 10 月 6 日（火） |
| (6) 払 込 期 日 | 2020 年 10 月 7 日（水） |
| (7) 申 込 株 数 単 位 | 100 株 |
| (8) 上記（5）記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を取り止める。 | |
| (9) 払込金額、増加する資本金の額及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。 | |
| (10) 前記各号については、本第三者割当による新株式発行の発行価額（払込金額）の総額が 1 億円以上となる場合、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、71,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は2020年8月21日（金）開催の取締役会において、一般募集とは別に、大和証券株式会社を割当先とする当社普通株式71,000株の第三者割当増資（以下、「本件第三者割当増資」という。）を2020年10月7日（水）を払込期日として行うことを決議しております。

大和証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があり、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から2020年10月2日（金）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当に応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数その限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

(1) 現在の発行済株式総数	5,119,952株	(2020年8月21日現在)
(2) 公募増資による増加株式数	479,000株	
(3) 公募増資後の発行済株式総数	5,598,952株	
(4) 第三者割当増資による増加株式数	71,000株	(注)
(5) 第三者割当増資後の発行済株式総数	5,669,952株	(注)

(注) 前記<ご参考>1.に記載のとおり変更する可能性があります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 調達資金の用途

(1) 今回調達資金の用途

今回の一般募集及び本件第三者割当増資による手取概算額合計上限1,309,000,000円について、2021年5月までに全額を金融機関から借り入れた短期借入金の返済資金に充当する予定であります。

なお、当該短期借入金は、2016年12月20日に株式譲渡契約を締結し、2017年1月25日に株式取得及び子会社化した株式会社アートの株式取得のために調達したものの、2018年12月20日に株式譲渡契約を締結し、2019年1月30日に株式取得及び子会社化した株式会社テイクス及び株式会社T-stockの株式取得のために調達したものの一部及び運転資金として調達したものであります。

ただし、発行価格等の決定に伴う手取概算額の変動により、手取概算額が1,320百万円（2020年8月21日時点の短期借入金残高）を超過した場合は、2021年12月期までに当社グループの基幹社内システム刷新のための設備投資資金の一部に充当する予定であります。上記に係る投資予定額は151百万円程度であります。上記手取金について、実際の充当時期までは、当社預金口座にて適切に管理いたします。

(2) 前回調達資金の用途の変更

当社は、2015年3月3日開催の取締役会において決議された公募による新株式発行及び自己株式の処分により、手取概算額合計1,021,754,400円の資金調達を行いました。資金調達時の資金用途としては、当社グループの持続的な成長のための事業基盤の充実と財務基盤強化を進め、当社グループの企業価値及び株主価値の更なる向上を目指すため、販売用の新製品開発資金及び運転資金として借り入れている借入金の返済資金の一部に充当することを予定しておりました。

販売用の新製品開発の具体的な内訳は、レセプト（診療報酬明細書）のチェックのためのクラウドシステム、官公庁向け災害時等の映像伝送用移動無線装置、自治体向けマイナンバー管理システム及び電力小売りの全面自由化に伴う新規事業者用電力関連情報伝達システムへの充当を予定しておりました。レセプトのチェックのためのクラウドシステムについては当初検討していたより開発コストがかからず製作でき、一方映像伝送用移動無線装置については、当初検討していた内容より開発コストが増大しました。

マイナンバー管理システム及び新規事業者用電力関連情報伝達システムについては開発を中止することとなったため、当初予定していた充当予定金額に余りが生じたため、借入金の返済資金に追加的に充当するとともに、プロダクト開発に資金を充当致しました。

調達した資金の充当状況に関して、具体的には下記の通り変更しております。

(変更前)

具体的な用途	充当予定金額	支出予定時期
レセプト（診療報酬明細書）のチェックのためのクラウドシステム	250百万円	2015年12月期末まで
官公庁向け災害時等の映像伝送用移動無線装置	42百万円	2015年12月期末まで
自治体向けマイナンバー管理システム	150百万円	2016年12月期末まで
電力小売りの全面自由化に伴う新規事業者用電力関連情報伝達システム	100百万円	2016年12月期末まで
借入金の返済資金	479百万円	2015年12月期末まで
合計	1,021百万円	-

(変更後)

具体的な用途	充当予定金額	支出予定時期
レセプト（診療報酬明細書）のチェックのためのクラウドシステム	143百万円	2015年12月期末まで
官公庁向け災害時等の映像伝送用移動無線装置	87百万円	2015年12月期末まで

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

自治体向けマイナンバー管理システム	二	2016年12月期末まで
電力小売りの全面自由化に伴う新規事業者用電力関連情報伝達システム	二	2016年12月期末まで
借入金の返済資金	644百万円	2015年12月期末まで
プロダクト開発	147百万円	2016年12月期末まで
合計	1,021百万円	-

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を上記(1)に記載のとおり充当することにより、財務基盤の強化及び自己資本の増強につながり、機動的な経営戦略の実行の可能性を大きくすることで、将来の業績に寄与するものと考えております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

株主への利益還元を行うことを経営の重要課題の一つとして位置づけ、健全な財務体質の維持とそれを背景とする積極的な事業展開を図るべく、各期の業績、将来の投資や事業展開等についての戦略、また配当性向等を総合的に勘案し利益を配分することを基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

(3) 内部留保資金の使途

今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上にコスト競争力を高め、市場ニーズに応える技術力・開発体制の強化を図るために有効投資してまいりたいと考えております。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	2017年12月期	2018年12月期	2019年12月期
1株当たり連結当期純利益	60.26円	107.11円	124.04円
1株当たり年間配当金 (内、1株当たり中間配当金)	25円 (-1円)	33円 (-1円)	38円 (-1円)
実績連結配当性向	41.5%	30.8%	30.6%
自己資本連結当期純利益率	5.4%	9.1%	9.8%
連結純資産配当率	2.2%	2.7%	3.0%

(注) 1. 1株当たり連結当期純利益は、期中平均株式数に基づいて計算しています。

2. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。

3. 自己資本連結当期純利益率は、親会社株主に帰属する連結当期純利益を自己資本（期首の連結純資産合計と期末の連結純資産合計の平均）で除した数値であります。

4. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産（期首1株当たり純資産と期末1株当たり純資産の平均）で除した数値であります。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当による第1回新株予約権の発行

割 当 日	2019年1月15日
発行新株予約権数	5,500個
発行価額	第1回新株予約権1個当たり1,272円
発行時における 調達予定資金の額 (差引手取概算額)	1,104,396,000円

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

割 当 先	大和証券株式会社
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	5,105,800 株
当 該 募 集 に よ る 潜 在 株 式 数	潜在株式数：550,000 株（新株予約権 1 個当たり 100 株） 行使価額上限値はありません。 下限行使価額（1,205 円）においても、潜在株式数は 550,000 株で あります。
現 時 点 に お け る 行 使 状 況	行使済新株予約権数：0 個 残新株予約権数：0 個 ※当社は 2019 年 11 月 1 日開催の当社取締役会において、第 1 回新 株予約権について残存する全部を取得するとともに、取得後直ちに 消却することを決議し、当該決議に基づき、2019 年 11 月 15 日に残 存する第 1 回新株予約権の全部を取得するとともに、取得後直ちに 消却いたしました。
現 時 点 に お け る 調 達 し た 資 金 の 額 （ 差 引 手 取 概 算 額 ）	0 円
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	株式会社テイクス及び株式会社 T-stock の株式取得に伴う借入金の 返済資金
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	2019 年 1 月～2021 年 1 月
現時点における充当状況	該当事項はありません。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	2017年12月期	2018年12月期	2019年12月期	2020年12月期
始 値	902 円	1,359 円	1,481 円	1,985 円
高 値	1,938 円	2,778 円	2,278 円	2,940 円
安 値	843 円	1,150 円	1,321 円	1,188 円
終 値	1,337 円	1,547 円	2,015 円	2,800 円
株価収益率 (連結)	22.19 倍	14.44 倍	16.25 倍	—

- (注) 1. 2020年12月期の株価については、2020年8月20日現在で表示しております。
 2. 株価収益率(連結)は、決算期末の株価(終値)を当該決算期末の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。また、2020年12月期に関しては、未確定のため記載しておりません。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等
 該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である有限会社若尾商事及び若尾一史は、大和証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下、「ロックアップ期間」という。)中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。